

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇規 則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則(社会課)

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則(児童家庭課)

## 規 則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「(昭和六十一年法律第十三号)附則第十条」を「(昭和六十二年法律第十四号)附則第六条」に改める。

第三条第一項の表第二号第三欄中「第三欄に定める額(以下)を「第二欄に定める額(以下)に改め、同表第五号から第八号までの規定中「(そのいずれかが費用分担可能者である場合に限る。)」を「(その全員が保護を受けている場合を除く。)」に、「別表第三」を「別表第五」に、「第四欄」を「第三欄」に改め、同表第九号第三欄中「第五欄」を「第四欄」に改め、同表第二項の表第三号第四欄中「同表第二号(的)に掲げる場合にあつては、当該第四欄」を「同表第三号(的)に掲げる場合にあつては、当該第三欄」に改め、同表第四号第三欄中「第四欄」を「第三欄」に改め、同表第四欄中「同表第二号(的)に掲げる場合にあつては、当該第四欄」を「同表第三号(的)に掲げる場合にあつては、当該第三欄」に、「第四欄に定める額の二分の一」を「第三欄に定める額の二分の一」に改め、同表第五号第四欄中「二万五千元」を「二万六千元」に、「一万二千五百元」を「一万三千元」に改める。

附則第二項中「この規則の施行の日から昭和六十三年三月三十一日まで」の間に行う」を「当分の間、」に改め、同項の表中「七〇、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改める。

附則第三項の表第二号及び第三号を削り、同表第四号中

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>第四欄に定める額</p> | <p>第四欄に定める額の二分の一に相当する額(同表第一号(一)若しくは(二)又は同表第二号(イ)に掲げる場合にあつては、当該第四欄に定める額)</p> |
|-----------------|---|

を

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| <p>第三号第一項の表第六号第三欄</p> | <p>第二欄に定める額</p> |
| <p>第三欄に定める額</p>       | <p>第三欄に定める額</p> |

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| <p>第三号第一項の表第六号第三欄</p> | <p>第三欄に定める額</p> |
|-----------------------|-----------------|

|   |  |
|---|--|
| <p>第二欄に定める額(重症心身障害児施設についてはその額が八〇、〇〇〇円を超えるときは八〇、〇〇〇円、その他の施設についてはその額が五〇、〇〇〇円を超えるときは五〇、〇〇〇円)</p> | <p>第三欄に定める額の二分の一に相当する額(同表第一号に掲げる場合にあつては〇円、同表第三号(イ)に掲げる場合にあつては当該第三欄に定める額)</p> |
|---|--|

に改め、同号を同表第二号とし、同表第五号

第一欄中「第七号又は」を削り、同号第二欄中「第七号第四欄及び同表第八号第四欄」を「第八号第四欄(同表第二欄の区分により被措置者から徴収する場合に限る。)」に改め、同表中同号を第三号とし、同表第六号第三欄中「第四欄」を「第三欄」に改め、同号第四欄を次のように改め、同表中同号を第四号とする。

第三欄に定める額の二分の一に相当する額(同表第一号に掲げる場合にあつては〇円、同表第三号(四)に掲げる場合にあつては当該第三欄に定める額)に定める額の四分の一(同表第一号に掲げる場合にあつては、〇円)に相当する額)

附則第三項の次に次の三項を加える。

4 昭和六十三年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に行う第三条第一項の表第二号に掲げる措置に要する費用について徴収すべき額を算定する場合(被措置者から徴収すべき額を算定する場合に限る。)  
 において、当該措置に係る県支弁月額が、次の表の上欄に掲げる措置の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えるときは、当該下欄に定める額を県支弁月額とみなして、同条の規定を適用する。

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 養護老人ホームに入所させる措置   | 九〇、〇〇〇円  |
| 特別養護老人ホームに入所させる措置 | 一四〇、〇〇〇円 |

5 昭和六十三年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に行う第三条第一項の表第二号に掲げる措置に要する費用を徴収する場合においては、別表第一中「九、一〇〇〇円」とあるのは「七、八〇〇円」と、「一二、五〇〇円」とあるのは「一一、二〇〇円」と、「一五、八〇〇円」とあるのは「一四、五〇〇円」と、「一九、一〇〇円」とあるのは「一七、六〇〇円」と、「二二、五〇〇円」とあるのは「二〇、八〇〇円」と、「二五、八〇〇円」とあるのは「二四、一〇〇円」と読み替えて、同表の規定を適用する。

6 当分の間、第三条第一項の表第五号又は同表第七号に掲げる措置に要する費用を徴収する場合においては、別表第五中「二、二〇〇円」とあるのは「一、一〇〇円」と、「四、五〇〇円」とあるのは「三、三〇〇円」と、「六、六〇〇円」とあるのは「六、六〇〇円(被措置者及びその世帯内扶養義務者の市町村民税の所得割額の合算額が五、〇〇〇円以下である場合にあつては、四、七〇〇円)」と読み替えて、同表の規定を適用する。

別表第一の表第二欄中

|        |   |        |
|--------|---|--------|
| 一、〇〇〇円 | を | 一、八〇〇円 |
| 二、五〇〇円 |   | 三、四〇〇円 |
| 四、一〇〇円 |   | 四、七〇〇円 |

に、

「控除した額」を「除控した額に〇・九を乗じて得た額」に改め、同表第三欄を削る。

別表第二の表第二号中

(由) 当該所得税額が三、九六〇、〇〇一円以上の

|   |  |  |  |                |
|---|--|--|--|----------------|
| とき<br>県支弁月額<br>を                              |  | 以上五、〇三<br>一六六、六〇〇円                           | 以上六、二七<br>一九一、二〇〇円                         | 以上のとき<br>県支弁月額 |
| (出) 当該所得税額が三、九六〇、〇〇一円<br>〇、〇〇〇円以下のとき          |  | に改める。  |  |                |
| (出) 当該所得税額が五、〇三〇、〇〇一円<br>〇、〇〇〇円以下のとき          |  | (出) 当該所得税額が六、二七〇、〇〇一円                        |  |                |
| 別表第三(第三条関係)<br>別表第三を次のように改める。                 |  |  |  |                |
| 一 その全<br>員に前年<br>の分の所<br>得税額が<br>ない場合         |  | (一) その全員に前年度の分の<br>市町村民税の所得割額がな<br>いとき       | (二) そのいずれかの者に前年<br>度の分の市町村民税の所得<br>割額があるとき |                |
|   |  | 四、五〇〇円                                       | 五、八〇〇円                                     |                |
|   |  | 五、四〇〇円                                       | 六、九〇〇円                                     |                |
| 二 そのい<br>ずれかの<br>者に前年<br>の分の所<br>得税額が<br>ある場合 |  |  |  |                |
| (一) 当該所得税額の合算額が<br>四、八〇〇円以下のとき                |  | (一) 当該所得税額の合算額が<br>三二、四〇一円以上四二、<br>〇〇〇円以下のとき |  |                |
| (二) 当該所得税額の合算額が<br>四、八〇一円以上九、六〇<br>〇円以下のとき    |  | (二) 当該所得税額の合算額が<br>九、六〇一円以上一六、八<br>〇〇円以下のとき  |  |                |
| (三) 当該所得税額の合算額が<br>九、六〇一円以上一六、八<br>〇〇円以下のとき   |  | (三) 当該所得税額の合算額が<br>一六、八〇一円以上二四、<br>〇〇〇円以下のとき |  |                |
| (四) 当該所得税額の合算額が<br>一六、八〇一円以上二四、<br>〇〇〇円以下のとき  |  | (四) 当該所得税額の合算額が<br>二四、〇〇一円以上三二、<br>四〇〇円以下のとき |  |                |
| (五) 当該所得税額の合算額が<br>一六、二〇〇円                    |  | (五) 当該所得税額の合算額が<br>一三、一〇〇円                   |  |                |
| (六) 当該所得税額の合算額が<br>一六、二〇〇円                    |  | (六) 当該所得税額の合算額が<br>一四、九〇〇円                   |  |                |
| (七) 当該所得税額の合算額が<br>一六、二〇〇円                    |  | (七) 当該所得税額の合算額が<br>一九、三〇〇円                   |  |                |

|  |         |         |
|--|---------|---------|
| (イ) 当該所得税額の合算額が<br>九二、四〇一円以上二二〇、<br>〇〇〇円以下のとき        | 一八、七〇〇円 | 二二、三〇〇円 |
| (ロ) 当該所得税額の合算額が<br>一二〇、〇〇一円以上一五<br>六、〇〇〇円以下のとき       | 二二、一〇〇円 | 二七、五〇〇円 |
| (ハ) 当該所得税額の合算額が<br>一五六、〇〇一円以上一九<br>八、〇〇〇円以下のとき       | 二七、五〇〇円 | 三二、七〇〇円 |
| (ニ) 当該所得税額の合算額が<br>一九八、〇〇一円以上二八<br>七、五〇〇円以下のとき       | 三五、七〇〇円 | 四二、五〇〇円 |
| (ホ) 当該所得税額の合算額が<br>二八七、五〇一円以上三九<br>七、〇〇〇円以下のとき       | 四四、〇〇〇円 | 五二、四〇〇円 |
| (ヘ) 当該所得税額の合算額が<br>三九七、〇〇一円以上九二<br>九、四〇〇円以下のとき       | 五二、三〇〇円 | 六二、二〇〇円 |
| (ト) 当該所得税額の合算額が<br>九二九、四〇一円以上一、<br>五〇〇、〇〇〇円以下のと<br>き | 八〇、七〇〇円 | 九六、〇〇〇円 |

|  |          |          |
|--|----------|----------|
| (イ) 当該所得税額の合算額が<br>一、五〇〇、〇〇一円以上<br>一、六五〇、〇〇〇円以下<br>のとき | 八五、〇〇〇円  | 一〇一、二〇〇円 |
| (ロ) 当該所得税額の合算額が<br>一、六五〇、〇〇一円以上<br>二、二六〇、〇〇〇円以下<br>のとき | 一〇二、九〇〇円 | 一一三、五〇〇円 |
| (ハ) 当該所得税額の合算額が<br>二、二六〇、〇〇一円以上<br>三、〇〇〇、〇〇〇円以下<br>のとき | 一一二、五〇〇円 | 一二四、八〇〇円 |
| (ニ) 当該所得税額の合算額が<br>三、〇〇〇、〇〇一円以上<br>三、九六〇、〇〇〇円以下<br>のとき | 一四三、八〇〇円 | 一七一、一〇〇円 |
| (ホ) 当該所得税額の合算額が<br>三、九六〇、〇〇一円以上<br>のとき                 | 県支弁月額    | 県支弁月額    |

別表第四の表第一号(一)中「相当する額」の下に「二、二〇〇円を加えた額」を加え、同号(三)中「五、八〇〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表第二号を次のように改める。

別表第五 (第三条関係)

別表第四の次に次の一表を加える。

|  |   |                                       |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>二 被措置者又はその世帯内扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合</p>     |   | <p>出産給付金額の一〇分の五に相当する額に九、〇〇〇円を加えた額</p> |
| <p>一 被措置者及び世帯内扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合</p> |   | <p>二、二〇〇円</p>                         |
| <p>二 被措置者及び世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合</p>         | <p>(一) その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき</p> <p>(二) そのいずれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額があるとき</p> | <p>四、五〇〇円</p> <p>六、六〇〇円</p>           |
| <p>三 被措置者又は世帯内扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合</p>       | <p>(一) 当該所得税額の合算額が三〇、〇〇〇円以下のとき</p> <p>(二) 当該所得税額の合算額が三〇、〇〇〇円以上八〇、〇〇〇円以下のとき</p>  | <p>九、〇〇〇円</p> <p>一三、五〇〇円</p>          |
| <p>(一) 当該所得税額の合算額が八〇、〇〇〇円以上一四〇、〇〇〇円以下のとき</p>       | <p>一八、七〇〇円</p>  |                                       |
| <p>(二) 当該所得税額の合算額が一四〇、〇〇〇円以上二八〇、〇〇〇円以下のとき</p>      | <p>二九、〇〇〇円</p>  |                                       |
| <p>(三) 当該所得税額の合算額が二八〇、〇〇〇円以上五〇〇、〇〇〇円以下のとき</p>      | <p>四一、二〇〇円</p>  |                                       |
| <p>(四) 当該所得税額の合算額が五〇〇、〇〇〇円以上八〇〇、〇〇〇円以下のとき</p>      | <p>五四、二〇〇円</p>  |                                       |
| <p>(五) 当該所得税額の合算額が八〇〇、〇〇〇円以上一、一六〇、〇〇〇円以下のとき</p>    | <p>六八、七〇〇円</p>  |                                       |
| <p>(六) 当該所得税額の合算額が一、一六〇、〇〇〇円以上一、六五〇、〇〇〇円以下のとき</p>  | <p>八五、〇〇〇円</p>  |                                       |
| <p>(七) 当該所得税額の合算額が一、六五〇、〇〇〇円以上二、二六〇、〇〇〇円以下のとき</p>  | <p>一〇二、九〇〇円</p>   |                                       |
| <p>(八) 当該所得税額の合算額が二、二六〇、〇〇〇円以上三、〇〇〇、〇〇〇円以下のとき</p>  | <p>一二一、五〇〇円</p>   |                                       |
| <p>(九) 当該所得税額の合算額が三、〇〇〇、〇〇〇円以上三、九六〇、〇〇〇円以下のとき</p>  | <p>一四三、八〇〇円</p>   |                                       |
| <p>(十) 当該所得税額の合算額が三、九六〇、〇〇〇円以上五、〇〇〇、〇〇〇円以下のとき</p>  | <p>一六六、六〇〇円</p>   |                                       |

附 則

- 1 この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（以下「徴収規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 昭和六十三年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に行われた徴収規則第三条第一号に掲げる措置に要した費用に係るこの規則による改正前の徴収規則第三条の規定の適用については、当該措置に係る県支弁月額が、次の表の上欄に掲げる当該措置に係る身体障害者更生援護施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（徴収規則第三条第二項の表第一号に掲げる措置については、その額の二分の一に相当する額とする。以下同じ。）を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該下欄に定める額を県支弁月額とみなして算定するものとする。

|  |   |       |
|--|---|-------|
|  | (甲) 当該所得税額の合算額が五、〇〇三〇、〇〇〇円以上六、二七〇、〇〇〇円以下るとき<br>一九一、二〇〇円 |       |
| (乙) 当該所得税額の合算額が六、二七〇、〇〇〇円以上るとき<br>〇〇一円以上 |   | 県支弁月額 |

|  |  |
|--|--|
| 身体障害者療護施設<br>身体障害者療護施設<br>以外の身体障害者更<br>生援護施設 | 七〇、〇〇〇円<br>五〇、〇〇〇円（開始後三年（当該施設のうち知事が別に定めるものに入所させて行つた措置にあつては、知事が別に定める期間）を経過する月までに行つた措置については、二五、〇〇〇円） |
|--|--|

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則四十一号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

（鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正）

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。  
 別表の表を次のように改める。

| 小居室     |         |          |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 区 分     |                |           |
|---------|---------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|-----------|
| B階層     | A階層     | C十階層     | C九階層     | C八階層    | C七階層    | C六階層    | C五階層    | C四階層    | C三階層    | C二階層    | C一階層    | B階層     | A階層     | 経済的事情<br>による区分 |           |
|         |         |          |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 一人で使用する場合      | 二人で使用する場合 |
| 五七、四五〇円 | 五二、四五〇円 | 一一七、七五〇円 | 一〇一、四五〇円 | 九六、四五〇円 | 九一、四五〇円 | 八六、四五〇円 | 八一、四五〇円 | 七六、四五〇円 | 七一、四五〇円 | 六六、四五〇円 | 六一、四五〇円 | 五六、四五〇円 | 五一、四五〇円 | 金 額            | (二人月額)    |
| 五六、四五〇円 | 五一、四五〇円 | 一一六、七五〇円 | 一〇〇、四五〇円 | 九五、四五〇円 | 九〇、四五〇円 | 八五、四五〇円 | 八〇、四五〇円 | 七五、四五〇円 | 七〇、四五〇円 | 六五、四五〇円 | 六〇、四五〇円 | 五五、四五〇円 | 五〇、四五〇円 |                |           |

別表の備考の2中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改める。  
 (鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
 別表の表を次のように改める。

| 大居室      |          |         |         |         |         |         |         |         |         |                |           |  | 区 分 |  |
|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|-----------|--|-----|--|
| C十階層     | C九階層     | C八階層    | C七階層    | C六階層    | C五階層    | C四階層    | C三階層    | C二階層    | C一階層    | 経済的事情<br>による区分 |           |  |     |  |
|          |          |         |         |         |         |         |         |         |         | 一人で使用する場合      | 二人で使用する場合 |  |     |  |
| 一一八、七五〇円 | 一〇二、四五〇円 | 九七、四五〇円 | 九二、四五〇円 | 八七、四五〇円 | 八二、四五〇円 | 七七、四五〇円 | 七二、四五〇円 | 六七、四五〇円 | 六二、四五〇円 | 金 額            | 額         |  |     |  |
| 一一七、七五〇円 | 一〇一、四五〇円 | 九六、四五〇円 | 九一、四五〇円 | 八六、四五〇円 | 八一、四五〇円 | 七六、四五〇円 | 七一、四五〇円 | 六六、四五〇円 | 六一、四五〇円 |                |           |  |     |  |



|         |         |         |         |         | 小居室      |          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| C三階層    | C二階層    | C一階層    | B階層     | A階層     | C十階層     | C九階層     | C八階層    | C七階層    | C六階層    | C五階層    | C四階層    | C三階層    | C二階層    | C一階層    | B階層     |
| 七二、四五〇円 | 六七、四五〇円 | 六二、四五〇円 | 五七、四五〇円 | 五二、四五〇円 | 一一七、七五〇円 | 一〇一、四五〇円 | 九六、四五〇円 | 九一、四五〇円 | 八六、四五〇円 | 八一、四五〇円 | 七六、四五〇円 | 七一、四五〇円 | 六六、四五〇円 | 六一、四五〇円 | 五六、四五〇円 |
| 七一、四五〇円 | 六六、四五〇円 | 六一、四五〇円 | 五六、四五〇円 | 五一、四五〇円 | 一一六、七五〇円 | 一〇〇、四五〇円 | 九五、四五〇円 | 九〇、四五〇円 | 八五、四五〇円 | 八〇、四五〇円 | 七五、四五〇円 | 七〇、四五〇円 | 六五、四五〇円 | 六〇、四五〇円 | 五五、四五〇円 |

鳥取県規則第四十二号  
鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

昭和六十三年六月三十日  
鳥取県知事 西 尾 邑 次

別表の備考の2中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改める。  
附 則  
この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

|          |          |         |         |         | 大居室     |         |  |
|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| C十階層     | C九階層     | C八階層    | C七階層    | C六階層    | C五階層    | C四階層    |  |
| 一一八、七五〇円 | 一〇二、四五〇円 | 九七、四五〇円 | 九二、四五〇円 | 八七、四五〇円 | 八二、四五〇円 | 七七、四五〇円 |  |
| 一一七、七五〇円 | 一〇一、四五〇円 | 九六、四五〇円 | 九一、四五〇円 | 八六、四五〇円 | 八一、四五〇円 | 七六、四五〇円 |  |

鳥取県立境港通勤寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「一六、一四〇円」を「一六、三五〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】